

# JR東海労ニュース

一方的な休日出勤反対！

闘争シリーズ No. 48

No. 796 2006年2月23日

JR東海労働組合

**「特に、休日労働を避けること。  
また、所定外労働を行わせた場合  
には、代休の付与等により総  
実労働時間の短縮を図ること」**

**労働時間等設定改善指針案から抜粋**

4月1日から、これまでの労働時間の短縮促進法が改正されて「労働時間等設定改善法」が新たに施行される。その指針が厚生労働省で作成されている。その案の中に見出しの内容が書かれている。近々正式に告示される。その中に事業主が講ずべき一般的な措置の項に(4)所定外労働の削減がある。そこでは次のように書かれている。「所定外労働は臨時、緊急の時のみ行うものである。事業主は、その雇用する労働者の健康で充実した生活のために、労働時間に関する意識の改革、『ノー残業デー』『ノー残業ウィーク』の導入・拡充等により、今後とも所定外労働時間の削減を図ること。特に休日労働を避けること。また、所定外労働を行わせた場合には、代休の付与等により総実労働時間の短縮を図ること。労働者が私生活を重視した生活設計をし、所定外労働時間を望まない場合は、所定外労働の削減について一層の配慮をすること」と。私たちJR東海労は、JR東海経営陣にこの法律の指針をよく読むことを勧める。そして、遵守することを求める。

また、所定外労働時間の削減は連合の06春闘要求の柱の一つである。JR東海ユニオン役員にも、この指針をよく読むことをお勧めする。そうすれば、一方的な休日出勤を解消させるためにもう少し声をあげても良さそうなもの。連合の一員なのだから。

**一刻も早く一方的な休日出勤を解消せよ！  
労働時間等設定改善法が4月1日から施行**

